

こ成事第77号  
6文科初第2245号  
令和7年2月19日

各都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長  
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について

標記については、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号通知により行われているところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改正し、令和7年2月19日から適用することとしたので通知する。

改正後

改正前

【改正後全文】

- 20文科初第1279号  
雇見発第0305005号  
平成21年3月5日
- 【第一次改正】21文科初第6269号  
雇見発0701第3号  
平成21年7月1日
- 【第二次改正】21文科初第362号  
雇見発1221第1号  
平成21年12月21日
- 【第三次改正】21文科初第645号  
雇見発0308第2号  
平成22年3月8日
- 【第四次改正】21文科初第820号  
雇見発0331第3号  
平成22年3月31日
- 【第五次改正】22文科初第1442号  
雇見発0114第1号  
平成23年1月14日
- 【第六次改正】22文科初第1354号  
雇見発0117第1号  
平成23年1月17日
- 【第七次改正】22文科初第1552号  
雇見発0208第1号  
平成23年2月8日
- 【第八次改正】23文科初第405号  
雇見発0623第1号  
平成23年6月23日
- 【第九次改正】23文科初第587号  
雇見発0722第1号  
平成23年7月22日
- 【第十次改正】23文科初第1485号  
雇見発0215第2号  
平成24年2月15日
- 【第十一次改正】23文科初第1669号  
雇見発0313第6号  
平成24年3月13日
- 【第十二次改正】23文科初第1784号  
雇見発0331第17号  
平成24年3月31日
- 【第十三次改正】24文科初第581号  
雇見発0823第1号  
平成24年8月23日
- 【第十四次改正】24文科初第986号  
雇見発1228第1号  
平成24年12月28日
- 【第十五次改正】24文科初第1226号  
雇見発0226第7号  
平成25年2月26日
- 【第十六次改正】25文科初第341号  
雇見発0606第2号  
平成25年6月6日
- 【第十七次改正】25文科初第840号  
雇見発1018第1号  
平成25年10月18日

- 【第十八次改正】25文科初第1132号  
雇見発1226第4号  
平成25年12月26日
- 【第十九次改正】25文科初第1321号  
雇見発0206第8号  
平成26年2月6日
- 【第二十次改正】25文科初第1444号  
雇見発0529第35号  
平成26年5月29日
- 【第二十一次改正】27文科初第380号  
雇見発0604第1号  
平成27年6月4日
- 【第二十二次改正】28文科初第1658号  
雇見発0311第9号  
平成28年3月11日
- 【第二十三次改正】28文科初第443号  
雇見発0615第1号  
平成28年6月15日
- 【第二十四次改正】28文科初第1841号  
雇見発0331第29号  
平成29年3月31日
- 【第二十五次改正】29文科初第150号  
雇見発0420第1号  
平成29年4月20日
- 【第二十六次改正】30文科初第167号  
子発0425第4号  
平成30年4月25日
- 【第二十七次改正】30文科初第1368号  
子発0401第11号  
平成31年4月1日
- 【第二十八次改正】府子本第439号  
2文科初第84号  
子発0424第1号  
令和2年4月24日
- 【第二十九次改正】府子本第74号  
2文科初第1628号  
子発0203第1号  
令和3年2月3日
- 【第三十次改正】府子本第696号  
3文科初第357号  
子発0531第3号  
令和3年5月31日
- 【第三十一次改正】府子本第932号  
3文科初第1096号  
子発1001第2号  
令和3年10月1日
- 【第三十二次改正】府子本第147号  
3文科初第2165号  
子発0221第3号  
令和4年2月21日
- 【第三十三次改正】府子本第749号  
4文科初第846号  
子発0707第5号  
令和4年7月7日

【改正後全文】

- 20文科初第1279号  
雇見発第0305005号  
平成21年3月5日
- 【第一次改正】21文科初第6269号  
雇見発0701第3号  
平成21年7月1日
- 【第二次改正】21文科初第362号  
雇見発1221第1号  
平成21年12月21日
- 【第三次改正】21文科初第645号  
雇見発0308第2号  
平成22年3月8日
- 【第四次改正】21文科初第820号  
雇見発0331第3号  
平成22年3月31日
- 【第五次改正】22文科初第1442号  
雇見発0114第1号  
平成23年1月14日
- 【第六次改正】22文科初第1354号  
雇見発0117第1号  
平成23年1月17日
- 【第七次改正】22文科初第1552号  
雇見発0208第1号  
平成23年2月8日
- 【第八次改正】23文科初第405号  
雇見発0623第1号  
平成23年6月23日
- 【第九次改正】23文科初第587号  
雇見発0722第1号  
平成23年7月22日
- 【第十次改正】23文科初第1485号  
雇見発0215第2号  
平成24年2月15日
- 【第十一次改正】23文科初第1669号  
雇見発0313第6号  
平成24年3月13日
- 【第十二次改正】23文科初第1784号  
雇見発0331第17号  
平成24年3月31日
- 【第十三次改正】24文科初第581号  
雇見発0823第1号  
平成24年8月23日
- 【第十四次改正】24文科初第986号  
雇見発1228第1号  
平成24年12月28日
- 【第十五次改正】24文科初第1226号  
雇見発0226第7号  
平成25年2月26日
- 【第十六次改正】25文科初第341号  
雇見発0606第2号  
平成25年6月6日
- 【第十七次改正】25文科初第840号  
雇見発1018第1号  
平成25年10月18日

- 【第十八次改正】25文科初第1132号  
雇見発1226第4号  
平成25年12月26日
- 【第十九次改正】25文科初第1321号  
雇見発0206第8号  
平成26年2月6日
- 【第二十次改正】25文科初第1444号  
雇見発0529第35号  
平成26年5月29日
- 【第二十一次改正】27文科初第380号  
雇見発0604第1号  
平成27年6月4日
- 【第二十二次改正】28文科初第1658号  
雇見発0311第9号  
平成28年3月11日
- 【第二十三次改正】28文科初第443号  
雇見発0615第1号  
平成28年6月15日
- 【第二十四次改正】28文科初第1841号  
雇見発0331第29号  
平成29年3月31日
- 【第二十五次改正】29文科初第150号  
雇見発0420第1号  
平成29年4月20日
- 【第二十六次改正】30文科初第167号  
子発0425第4号  
平成30年4月25日
- 【第二十七次改正】30文科初第1368号  
子発0401第11号  
平成31年4月1日
- 【第二十八次改正】府子本第439号  
2文科初第84号  
子発0424第1号  
令和2年4月24日
- 【第二十九次改正】府子本第74号  
2文科初第1628号  
子発0203第1号  
令和3年2月3日
- 【第三十次改正】府子本第696号  
3文科初第357号  
子発0531第3号  
令和3年5月31日
- 【第三十一次改正】府子本第932号  
3文科初第1096号  
子発1001第2号  
令和3年10月1日
- 【第三十二次改正】府子本第147号  
3文科初第2165号  
子発0221第3号  
令和4年2月21日
- 【第三十三次改正】府子本第749号  
4文科初第846号  
子発0707第5号  
令和4年7月7日

## 改正後

- 【第三十四次改正】府子本第360号  
4文科初第2677号  
子発0329第10号  
令和5年3月29日
- 【第三十五次改正】府子本第361号  
4文科初第2679号  
子発0330第3号  
令和5年3月30日
- 【第三十六次改正】こ成事第572号  
5文科初第1573号  
令和5年12月1日
- 【第三十七次改正】こ成事第400号  
6文科初第162号  
令和6年4月19日
- 【第三十八次改正】こ成事第644号  
6文科初第1330号  
令和6年9月27日
- 【第三十九次改正】こ成事第77号  
6文科初第2245号  
令和7年2月19日

## 改正前

- 【第三十四次改正】府子本第360号  
4文科初第2677号  
子発0329第10号  
令和5年3月29日
- 【第三十五次改正】府子本第361号  
4文科初第2679号  
子発0330第3号  
令和5年3月30日
- 【第三十六次改正】こ成事第572号  
5文科初第1573号  
令和5年12月1日
- 【第三十七次改正】こ成事第400号  
6文科初第162号  
令和6年4月19日
- 【第三十八次改正】こ成事第644号  
6文科初第1330号  
令和6年9月27日

改正後

各都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長  
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について

標記については、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について」(平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号)をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「安心こども基金管理運営要領」を定め、平成21年1月27日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

改正前

各都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長  
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について

標記については、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について」(平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号)をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「安心こども基金管理運営要領」を定め、平成21年1月27日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">安心こども基金管理運営要領</p> <p>第1 ～ 第6 略</p> <p>別添1～4 2 略</p> <p>別添4 3</p> <p style="text-align: center;">児童相談所一時保護施設整備事業</p> <p>1 事業の目的 略</p> <p>2 事業の内容 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。<u>なお、予見できない事由等により令和7年3月31日までに事業が完了しない特別な理由がある場合には、施設整備が完了する月の末日までとすることを可能とする。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>別添4 3の2～別添4 7 略</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">安心こども基金管理運営要領</p> <p>第1 ～ 第6 略</p> <p>別添1～4 2 略</p> <p>別添4 3</p> <p style="text-align: center;">児童相談所一時保護施設整備事業</p> <p>1 事業の目的 略</p> <p>2 事業の内容 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>別添4 3の2～別添4 7 略</p>

改正後

別 添

子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）による特別対策事業

（定義）

1 本運営要領において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

Table with 3 columns: 種類 (新設, 修理, 改造, 整備), 整備区分 (創設, 大規模修繕等, 増築増改築, 老朽民間児童福祉施設整備), 整備内容 (新たに施設を整備すること, 既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号..., 既存施設の現在定員の増員を図るための整備..., 社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号...)

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。

Table with 7 columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の規模, ④実施主体, ⑤補助率 (国, 都道府県, 市町村), ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. Includes categories like (1) 保育所等整備事業 and (2) 広域的保育所利用事業.

改正前

別 添

子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）による特別対策事業

（定義）

1 本運営要領において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

Table with 3 columns: 種類 (新設, 修理, 改造, 整備), 整備区分 (創設, 大規模修繕等, 増築増改築, 老朽民間児童福祉施設整備), 整備内容 (新たに施設を整備すること, 既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号..., 既存施設の現在定員の増員を図るための整備..., 社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号...)

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。

Table with 7 columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の規模, ④実施主体, ⑤補助率 (国, 都道府県, 市町村), ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. Includes categories like (1) 保育所等整備事業 and (2) 広域的保育所利用事業.



改正後

Table with 7 columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の概算, ④実施主体, ⑤補助率, ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. It details various childcare and education support programs like 'Childcare Staff Training' and 'Nursery Support Centers'.

1 (文部科学省) 文部科学省の所管する事業を指す。

改正前

Table with 7 columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の概算, ④実施主体, ⑤補助率, ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. It details various childcare and education support programs, including 'Childcare Staff Training' and 'Nursery Support Centers', with some differences in funding rates and implementation periods compared to the revised version.

1 (文部科学省) 文部科学省の所管する事業を指す。

改正後

Table with 7 main columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の規模, ④実施主体, ⑤補助率, ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. It details various childcare and education support programs like '認定こども園整備事業' and '地域子育て支援'.

改正前

Table with 7 main columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の規模, ④実施主体, ⑤補助率, ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. This is the previous version of the table, showing differences in program details and funding amounts compared to the revised version.

改正後

Table with 7 columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の規模, ④実施主体, ⑤補助率, ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. Rows include categories like 4 ひとり親家庭等への支援の拡充, 5 社会的養育の拡充, 6 児童虐待防止対策の強化, and 7 複合化・多機能化.

改正前

Table with 7 columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の規模, ④実施主体, ⑤補助率, ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. Rows include categories like 4 ひとり親家庭等への支援の拡充, 5 社会的養育の拡充, 6 児童虐待防止対策の強化, and 7 複合化・多機能化.

改正後

改正前

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
8 複 合 化 ・ 多 機 能 化	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業（別添24） 復興計画などに基づき、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園の幼稚園、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する幼稚園又は保育所型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する保育所の幼稚園機能部分に対し、複合化・多機能化する際の整備費について補助する。	23年度交付要綱4（3）	市町村	○別添24の3（2）①に該当する市町村 1/2	—	1/2	別添24の2（5）に定める期限	別添24の2（5）に定める期限の属する年度の末日
9 電 子 シ ス テ ム 構 築 等	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業（別添25） 先般成立した子ども・子育て関連三法に基づく制度（以下、「子ども・子育て支援新制度」という。）の施行に向けて、地方自治体において一時的に必要なシステム導入経費及び事前調査経費について補助する。	24年度交付要綱4（3） 25年度交付要綱4（4）	都道府県 市町村	定額	—	—	別添25の2（4）に定める期限	別添25の2（4）に定める期限の属する年度の末日
10 不 妊 に 悩 む 方 へ の 特 定 治 療 支 援 事 業 へ の 充 特 実 定	不妊に悩む方への特定治療支援事業（別添26） 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。 また、対象者が平成26年4月から、直ちに必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	25年度交付要綱4（5）	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	平成26年度末	平成26年度末
不 妊 に 悩 む 方 へ の 特 定 治 療 支 援 事 業 へ の 充 特 実 定	不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）（別添26の2） 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる夫婦間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。 また、助成対象を令和3年1月1日以降に終了する治療とし、必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	令和2年度交付要綱（第二次）4	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	令和3年度末 ただし、令和4年3月31日までに終了した治療に対して助成を行う場合は、令和4年9月30日とする。	令和4年度末
	不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）（別添26の3） 令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、年度をまたぐ一回の治療に対して、経過措置として助成金を支給する。 また、必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱（第二次）	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	令和4年度末 ただし、令和5年3月31日までに終了した治療に対して助成を行う場合は、令和5年9月30日とする。	令和5年度末
11 そ の 他 の 事 業	その他事業（都道府県事務費）（別添27） 基金事業の執行業務に必要な費用の一部に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。	20年度交付要綱4（5） 26年度交付要綱4（3） 27年度交付要綱4（2） 28年度交付要綱4（2）	都道府県	1/2	1/2	—	平成29年度末	平成29年度末
12 幼 児 教 育 ・ 保 育 無 償 化 円 滑 化 事 業	幼児教育・保育無償化円滑化事業（別添28） 都道府県及び市町村が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費について補助する。	令和2年度交付要綱4	都道府県 市町村	定額	—	—	令和6年度末	令和6年度末

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
8 複 合 化 ・ 多 機 能 化	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業（別添24） 復興計画などに基づき、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園の幼稚園、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する幼稚園又は保育所型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する保育所の幼稚園機能部分に対し、複合化・多機能化する際の整備費について補助する。	23年度交付要綱4（3）	市町村	○別添24の3（2）①に該当する市町村 1/2	—	1/2	別添24の2（5）に定める期限	別添24の2（5）に定める期限の属する年度の末日
9 電 子 シ ス テ ム 構 築 等	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業（別添25） 先般成立した子ども・子育て関連三法に基づく制度（以下、「子ども・子育て支援新制度」という。）の施行に向けて、地方自治体において一時的に必要なシステム導入経費及び事前調査経費について補助する。	24年度交付要綱4（3） 25年度交付要綱4（4）	都道府県 市町村	定額	—	—	別添25の2（4）に定める期限	別添25の2（4）に定める期限の属する年度の末日
10 不 妊 に 悩 む 方 へ の 特 定 治 療 支 援 事 業 へ の 充 特 実 定	不妊に悩む方への特定治療支援事業（別添26） 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。 また、対象者が平成26年4月から、直ちに必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	25年度交付要綱4（5）	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	平成26年度末	平成26年度末
不 妊 に 悩 む 方 へ の 特 定 治 療 支 援 事 業 へ の 充 特 実 定	不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）（別添26の2） 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる夫婦間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。 また、助成対象を令和3年1月1日以降に終了する治療とし、必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	令和2年度交付要綱（第二次）4	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	令和3年度末 ただし、令和4年3月31日までに終了した治療に対して助成を行う場合は、令和4年9月30日とする。	令和4年度末
	不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）（別添26の3） 令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、年度をまたぐ一回の治療に対して、経過措置として助成金を支給する。 また、必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱（第二次）	都道府県 指定都市 中核市	1/2 1/2	1/2 —	— 1/2	令和4年度末 ただし、令和5年3月31日までに終了した治療に対して助成を行う場合は、令和5年9月30日とする。	令和5年度末
11 そ の 他 の 事 業	その他事業（都道府県事務費）（別添27） 基金事業の執行業務に必要な費用の一部に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。	20年度交付要綱4（5） 26年度交付要綱4（3） 27年度交付要綱4（2） 28年度交付要綱4（2）	都道府県	1/2	1/2	—	平成29年度末	平成29年度末
12 幼 児 教 育 ・ 保 育 無 償 化 円 滑 化 事 業	幼児教育・保育無償化円滑化事業（別添28） 都道府県及び市町村が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費について補助する。	令和2年度交付要綱4	都道府県 市町村	定額	—	—	令和6年度末	令和6年度末

改正後

Table with 13 rows detailing various support programs (e.g., 母子保健・児童福祉一体的相談支援機能推進事業) and their implementation details across different municipalities.

改正前

Table with 13 rows detailing various support programs (e.g., 母子保健・児童福祉一体的相談支援機能推進事業) and their implementation details across different municipalities, including specific dates and funding amounts.

改正後

改正前

<p>(16) 親子再統合（親子関係再構築）支援事業（別添44）</p> <p>親子関係再構築支援を推進するため、支援メニューの充実や支援体制の強化を図る際の費用を補助する。</p>	—	都道府県	1/2	1/2	—	令和11年度末	
		指定都市、児童相談所設置市	1/2	—	1/2		
	<p>(17) こどもの権利擁護環境整備事業（別添45）</p> <p>社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制を構築するため、意見表明等支援やこどもの権利擁護機関の整備等のこどもの権利擁護の環境整備のための費用を補助する。</p>	—	都道府県	1/2	1/2	—	令和11年度末
			指定都市、児童相談所設置市	1/2	—	1/2	
		市町村	1/2	—	1/2		
		別添45の2（1）①以外	1/2	—	1/2		
<p>(18) 社会的養護自立支援拠点事業（別添46）</p> <p>虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等が、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援・生活支援を行うために必要な費用を補助する。</p>	—	都道府県	1/2	1/2	—	令和11年度末	
		指定都市、児童相談所設置市	1/2	—	1/2		
<p>(19) 妊産婦等生活援助事業（別添47）</p> <p>特定妊婦等が安心して生活を行うことができるよう、特定妊婦等に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うために必要な費用を補助する。</p>	—	都道府県	1/2	1/2	—	令和11年度末	
		指定都市、中核市、児童相談所設置市	1/2	—	1/2		
		市、福祉事務所設置町村	1/2	1/4	1/4		

<p>(16) 親子再統合（親子関係再構築）支援事業（別添44）</p> <p>親子関係再構築支援を推進するため、支援メニューの充実や支援体制の強化を図る際の費用を補助する。</p>	—	都道府県	1/2	1/2	—	令和11年度末
		指定都市、児童相談所設置市	1/2	—	1/2	
<p>(17) こどもの権利擁護環境整備事業（別添45）</p> <p>社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制を構築するため、意見表明等支援やこどもの権利擁護機関の整備等のこどもの権利擁護の環境整備のための費用を補助する。</p>	—	都道府県	1/2	1/2	—	令和11年度末
		指定都市、児童相談所設置市	1/2	—	1/2	
		市町村	1/2	—	1/2	
		別添45の2（1）①以外	1/2	—	1/2	
<p>(18) 社会的養護自立支援拠点事業（別添46）</p> <p>虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等が、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援・生活支援を行うために必要な費用を補助する。</p>	—	都道府県	1/2	1/2	—	令和11年度末
		指定都市、児童相談所設置市	1/2	—	1/2	
<p>(19) 妊産婦等生活援助事業（別添47）</p> <p>特定妊婦等が安心して生活を行うことができるよう、特定妊婦等に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うために必要な費用を補助する。</p>	—	都道府県	1/2	1/2	—	令和11年度末
		指定都市、中核市、児童相談所設置市	1/2	—	1/2	
		市、福祉事務所設置町村	1/2	1/4	1/4	

(注1) ③欄の「20年度交付要綱」とは平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注2) ③欄の「21年度交付要綱」とは平成21年7月1日21文科初第6476号・厚生労働省発雇児0701第9号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注3) ③欄の「22年度交付要綱」とは平成23年1月17日22文科初第1353号・厚生労働省発雇児0117第1号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成22年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注4) ③欄の「23年度交付要綱」とは、平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号厚生労働事務次官通知の別紙「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注5) ③欄の「24年度交付要綱」とは、平成24年12月28日24文科初第987号・厚生労働省発雇児1228第3号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成24年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注6) ③欄の「25年度交付要綱」とは、平成26年2月6日25文科初第1246号・厚生労働省発雇児0206第8号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成25年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注7) ③欄の「26年度交付要綱」とは、平成26年3月20日25文科初第1445号・厚生労働省発雇児0320第5号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成26年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注8) ③欄の「27年度交付要綱」とは、平成28年3月11日厚生労働省発雇児0311第13号厚生労働事務次官通知の別紙「平成27年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注9) ③欄の「28年度交付要綱」とは、平成29年1月30日厚生労働省発雇児0130第1号厚生労働事務次官通知の別紙「平成28年度（平成27年度からの繰越分）子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注10) ③欄の「令和2年度交付要綱」とは、令和2年4月24日府子本第438号内閣総理大臣通知の別紙「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注11) ③欄の「令和2年度交付要綱（第二次）」とは、令和3年2月3日厚生労働省発子0203第4号厚生労働事務次官通知の別紙「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注12) ③欄の「令和3年度交付要綱」とは、令和4年2月21日厚生労働省発子0221第3号厚生労働事務次官通知の別紙「令和3年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注13) ③欄の「令和4年度交付要綱」とは、令和4年6月23日厚生労働省発子0623第1号厚生労働事務次官通知の別紙「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注14) ③欄の「令和4年度交付要綱（第二次）」とは、令和4年12月23日厚生労働省発子1223第2号厚生労働事務次官通知の別紙「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注15) ④欄の「市」または「市町村」には、特段の記載がない限りは指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む。

(補助基準額)  
3 補助基準額については、別表に定めるとおりとする。

以下略

(注1) ③欄の「20年度交付要綱」とは平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注2) ③欄の「21年度交付要綱」とは平成21年7月1日21文科初第6476号・厚生労働省発雇児0701第9号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注3) ③欄の「22年度交付要綱」とは平成23年1月17日22文科初第1353号・厚生労働省発雇児0117第1号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成22年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注4) ③欄の「23年度交付要綱」とは、平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号厚生労働事務次官通知の別紙「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注5) ③欄の「24年度交付要綱」とは、平成24年12月28日24文科初第987号・厚生労働省発雇児1228第3号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成24年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注6) ③欄の「25年度交付要綱」とは、平成26年2月6日25文科初第1246号・厚生労働省発雇児0206第8号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成25年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注7) ③欄の「26年度交付要綱」とは、平成26年3月20日25文科初第1445号・厚生労働省発雇児0320第5号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成26年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注8) ③欄の「27年度交付要綱」とは、平成28年3月11日厚生労働省発雇児0311第13号厚生労働事務次官通知の別紙「平成27年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注9) ③欄の「28年度交付要綱」とは、平成29年1月30日厚生労働省発雇児0130第1号厚生労働事務次官通知の別紙「平成28年度（平成27年度からの繰越分）子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注10) ③欄の「令和2年度交付要綱」とは、令和2年4月24日府子本第438号内閣総理大臣通知の別紙「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注11) ③欄の「令和2年度交付要綱（第二次）」とは、令和3年2月3日厚生労働省発子0203第4号厚生労働事務次官通知の別紙「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注12) ③欄の「令和3年度交付要綱」とは、令和4年2月21日厚生労働省発子0221第3号厚生労働事務次官通知の別紙「令和3年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注13) ③欄の「令和4年度交付要綱」とは、令和4年6月23日厚生労働省発子0623第1号厚生労働事務次官通知の別紙「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注14) ③欄の「令和4年度交付要綱（第二次）」とは、令和4年12月23日厚生労働省発子1223第2号厚生労働事務次官通知の別紙「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注15) ④欄の「市」または「市町村」には、特段の記載がない限りは指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む。

(補助基準額)  
3 補助基準額については、別表に定めるとおりとする。

以下略